

令和元年 10 月 1 日

令和元年度の翡翠会における特定処遇改善加算の支給について

社会福祉法人 翡翠会

理事長 大越 一博

日頃より、本法人の運営にご理解ご協力を頂き有難うございます。

さて、令和元年 10 月より実施される消費税増税を財源に社会保障の安定と充実を図る目的で特定処遇改善加算が制度化されました。それに伴い加算を取得する上で、職員皆様に支給方法や支給要件等をご説明させていただきます。

**制度の目的**

介護・福祉人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める為の制度です。

**本会の支給方法**

加算総額から支給していますが、支給方法は法人の任意です。翡翠会では以下の方法で支給致します。

☆支給対象者…以下の 3 つの条件全てを満たす職員 に支給します

1. 常勤であるもの（正職員・日給職員・パート職員は問わない）
2. 翡翠会での勤続年数が 10 年以上のもの ※役職者のみ緩和要件あり（他法人の合算 10 年以上）
3. 以下の資格を有し、その職務を行う者 ※法人が定める研修を受講したものは緩和要件あり

介護：介護福祉士 ※緩和要件：管理者研修

障害：介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士

※緩和要件：サービス管理責任者研修・強行研修

☆支給額…A.基本支給額と B.法人独自加算額の合算を支給します

- A. 基本支給額…勤続年数と資格を評価し、それぞれ支給

※但し緩和要件に該当する部分は支給しない

	翡翠会で勤続 10 年以上	有資格者
介 護	15,000 円/月	15,000 円/月
障 害	25,000 円/月	20,000 円/月

- B. 法人独自加算…異動経験の有無や役職を評価し、それぞれ支給

異動経験	1 か所…10,000 円/月
	2 か所以上…20,000 円/月
役 職	主 任…5,000 円/月
	係 長…15,000 円/月
	課長・管理者以上…20,000 円/月

◎注意…支給額は加算の取得総額と対象職員の人数によって変動する為、上記の支給額は

あくまでも令和元年度の支給見込み額であり、支給額に変動はあります。

毎月の給与に支給するもので、賞与には反映されません。

今後も本法人へのご理解・ご協力を宜しくお願い致します。